

食品表示法案の執行の流れ

立入検査等

- ・内閣総理大臣…立入検査、報告徴収、物件提出、収去(第8条第1項)
- ・農林水産大臣(酒類以外の食品)…立入検査、報告徴収、物件提出(第8条第2項) 等
- ・財務大臣(酒類)…立入検査、報告徴収、物件提出(第8条第3項)

※権限の委任 内閣総理大臣→消費者庁長官、都道府県知事等、農林水産大臣→地方支分部局の長・都道府県知事、財務大臣→国税庁長官・地方支分部局の長

指示・命令

表示事項を表示せず
又は遵守事項を遵守しなかった場合

指示
(第6条第1項、
第3項)

消費者庁
農林水産省
財務省
(都道府県等)

命令
(第6条第5項)

消費者庁
(都道府県等)

命令違反

1年以下の懲役又は100
万円以下の罰金
(第20条)

原産地(原材料の
原産地を含む。)
の虚偽の表示

2年以下の懲役
又は200万円以
下の罰金
(第19条)

食品を摂取する際の安全性に重要な影響を
及ぼす事項について、食品表示基準に従った
表示をしない場合

緊急の必要性

(生命又は身体に対する危
害の発生又は拡大の防止)

回収等命令
(第6条第8項)

消費者庁
(都道府県等)

命令違反

3年以下の懲役
若しくは300万円以
下の罰金又は併科
(第17条)

2年以下の懲役若しくは
200万円以下の罰金又は
併科
(第18条)

資料2-4

罰則